

国土動第133号
令和2年3月18日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動発第3号）について下記1.のように改正を行い、令和2年10月1日から施行することとしたので、貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知を行われたい。

記

1. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙参照）

宅地建物取引士証の記載事項（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。）第14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名について、従来その氏名は戸籍上の氏名とされていたが、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）等を踏まえ、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される旨、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について所要の改正を行う。

【別紙】

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第二十二條の二關係 宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて（規則第十四條の十一關係）</p> <p>宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。この場合、旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降、書面の記名押印等の業務において旧姓を使用してよいこととする。</p> <p>ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。</p>	<p>（新設）</p>

地方分権改革に関する閣議決定

○令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)(抄)

宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。

[措置済み(令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議)]

○平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抄)

宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。